

千葉県谷津田の自然の保全活動に係る物品支給要領

(趣旨)

第1条 市長は、谷津田の多様な生態系や自然的景観を保全することを目的に、千葉県谷津田の自然の保全に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、活動協定を締結した活動団体に対して活動を支援するために予算の範囲内において、この要領に基づきその活動に要する物品を支給する。

(定義)

第2条 この要領における用語は、千葉県谷津田の自然の保全に関する要綱において使用する用語の例による。

(支給の対象となる活動)

第3条 物品（千葉県物品会計規則（昭和52年規則第49号）第2条第1項第10号に規定する消耗品に限る。以下同じ。）の支給の対象となる活動は、活動団体が保全区域において谷津田等の自然環境及び景観を保全し、又は回復するとともに、その活用を図るために行うもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地目が山林又は原野である土地で行う森林の整備及びその促進に係る活動
- (2) 前号に該当するものを除く谷津田の保全及び活用に係る活動

(支給する物品の額等)

第4条 活動団体が会計年度内に支給を受けることのできる物品の金額の合計は、保全区域ごとに6万円を上限とする。

(支給の申請)

第5条 活動団体が物品の支給を受けようとするときは、千葉県谷津田の保全活動物品支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、1月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 団体の所在地、団体名、代表者氏名及び連絡先
- (2) 物品の名称、規格、数量、単位、単価及び金額

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請により物品の支給を決定したときは、千葉県谷津田の保全活動物品支給決定通知書（様式第2号）により活動団体に通知するものとする。

(物品の受領)

第7条 活動団体が物品の支給を受けたときは、千葉市谷津田の保全活動物品受領書(様式第3号)に次の各号に掲げる事項を記載し、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 団体の所在地、団体名、代表者氏名(自署又は記名押印したものに限る。)及び連絡先並びに物品の受取人
- (2) 物品の名称、規格、数量、単位、単価及び金額
- (3) 物品の支給を受けた日

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

千葉市谷津田の保全活動物品支給申請書

（あて先）千葉市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

連絡先電話番号

千葉市谷津田の自然の保全活動に係る物品支給要領第5条の規定により、活動に係る物品の支給を申請します。

番号	物品の名称	規格（形状・寸法）	数量	単位	単価	金額（税別）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	計					
	消費税及び地方消費税の相当額					
	合計					

（注意事項）

1. 行が不足する場合は適宜追加してください。
2. 物品単価は2万円未満のものに限ります。（消費税を含む）
3. 会計年度ごとに合計が6万円以下になるようにしてください

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

千葉市谷津田の保全活動物品支給決定通知書

所在地

団体名

代表者名

様

千葉市長
(公印省略)

年 月 日付けの申請について、千葉市谷津田の保全活動物品支給要領
第6条の規定により、次のとおり物品の支給を決定したので通知します。

番号	物品の名称	規格（形状・寸法）	数量	単位	単価	金額（税別）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	計					
	消費税及び地方消費税の相当額					
	合計					

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

千葉市谷津田の保全活動物品受領書

（あて先）千葉市長

受領者 所在地
団体名
代表者名
連絡先電話番号
受取人

年 月 日、千葉市谷津田の自然の保全活動に係る物品支給要領第3条に規定する対象活動につき、次のとおり物品の支給を受けましたので、同支給要領第7条の規定により報告します。

番号	物品の名称	規格（形状・寸法）	数量	単位	単価	金額（税別）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	計					
	消費税及び地方消費税の相当額					
	合計					